

久留米市  
ひとり親家庭実態調査結果  
(平成28年11月1日現在)

平成29年3月

久留米市



## はじめに

近年、少子化や核家族化、価値観の多様化が進み、貧困の世代間連鎖が社会的な問題として取り上げられています。このような中で、ひとり親家庭の親は仕事と子育てをひとりで担っており、経済的な面でも生活環境の面でも厳しさが増しています。こうした社会環境において、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備することは、喫緊かつ重要な課題となっています。

この「ひとり親家庭実態調査」は、福岡県が5年ごとに「母子家庭」「父子家庭」の生活実態等を把握し、今後のひとり親家庭等福祉施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、実施してきました。平成23年度の前回調査からは、久留米市の中核市への移行に伴い、久留米市単独の調査として実施しております。

前回の調査以降、母子家庭だけでなく父子家庭への支援も拡充されてきました。今回の調査結果を踏まえて、支援を必要とする全てのひとり親家庭に確実に支援が届くよう、福祉施策の更なる充実を図っていきたいと考えております。

終わりに、この調査の実施にあたりまして、調査にお答えいただきました皆さまをはじめ、関係機関各位に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

久留米市長 檜原 利則



# 目次

## I 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査の方法、手順	1
3. 実施主体、調査実施機関、報告書の監修	1
4. 調査票の回収結果	2
5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計	2
6. 集計結果利用上の注意	2
7. 調査対象世帯の定義	3
8. 住民基本台帳の抽出条件	3

## II 調査結果の概要

1. 世帯数と子どもの数の動向	5
2. 世帯の状況	7
3. ひとり親家庭になった当時の状況	8
4. 仕事の状況	12
5. 住宅の状況	16
6. 生計の状況	17
7. 健康状態	18
8. 子どもの状況	19
9. 生活状況	22
10. 行政機関に対する要望	26

## III 調査結果

### 第1章 母子家庭

1. 母子家庭の世帯数と子どもの数の動向	27
(1) 全国の母子家庭の世帯数	27
(2) 久留米市の母子家庭の世帯数	28
(3) 子どもの数	28
2. 世帯の状況	29
(1) 母親の年齢	29
(2) 20歳未満の子どもの就学・就労状況	30
(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族	31
(4) 世帯人員	32
3. 母子家庭になった当時の状況	33
(1) 母子家庭になってからの経過年数	33
(2) 母子家庭になった理由	34
(3) 離婚した夫との養育費の取り決め	35
(ア) 養育費についての相談相手	35

(イ) 養育費の取り決め状況	37
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由	39
(4) 離婚した夫からの養育費の受給状況	40
(5) 離婚した夫との面会交流の取り決め	42
(6) 離婚した夫との面会交流の実施状況	43
(7) 母子家庭になった当時困ったこと	44
(8) 当時の母子福祉施策の認知経路	45
<b>4. 仕事の状況</b>	<b>46</b>
(1) 母子家庭になった当時の仕事の状況	46
(ア) 母子家庭になった当時の仕事の有無	46
(イ) 母子家庭になった当時の就業形態	47
(ウ) 母子家庭になったことによる転職・退職の有無とその理由	48
(2) 現在の仕事の状況	50
(ア) 現在の仕事の有無	50
(イ) 現在の就業形態	51
(ウ) 現在の仕事の内容（職種）	52
(エ) 求職の方法	53
(オ) 勤続年数	54
(カ) 1日の労働時間	55
(キ) 仕事による月収（手取り額）	59
(ク) 仕事上の不安や不満、悩み	61
(ケ) 現在の仕事の継続意向	63
(コ) 就業していない理由	64
(サ) 今後の就業意向	65
(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術	68
(ア) 現在持っている資格や技術	68
(イ) 現在役に立っている資格や技術	70
(ウ) 今後取得したい資格や技術	71
(エ) 現在持っている、役に立っている、今後取得したい資格や技術の比較	72
(オ) 学歴	73
<b>5. 住宅の状況</b>	<b>74</b>
(1) 現在の住宅に住むようになった時期と前住地	74
(2) 住居形態	76
(3) 1か月の家賃（借家の場合）	77
(4) 住宅に関する不満、悩み	78
(5) 現在の住居に対する今後の居住意向	80
(6) 公営住宅への入居希望	81
<b>6. 生計の状況</b>	<b>82</b>
(1) 主たる収入源	82
(2) 従たる収入源	83
(3) 世帯の年間税込み収入	84
(4) 課税状況	86
(5) 家計の状態	87
(6) 現在不足している費用	89

<b>7. 健康状態</b> .....	<b>90</b>
(1) 母親の健康状態.....	90
(2) 母親が病気の時の本人の身の回りの世話.....	91
(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話.....	92
(4) 医療保険.....	93
<b>8. 子どもの状況</b> .....	<b>94</b>
(1) 子どもとの団らんの機会.....	94
(2) 子どもについての悩み.....	96
(3) 未就学児の世話.....	98
(4) 小学生の世話.....	99
(5) 子どもがひとりになる時間.....	100
(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援.....	102
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費.....	104
(8) 子どもの進学についての考え.....	105
<b>9. 生活状況</b> .....	<b>106</b>
(1) 近所づきあいの程度.....	106
(2) 生きがい.....	107
(3) 生活上の不安や悩み.....	109
(4) 困った時の相談相手.....	111
(5) 家事の担当.....	113
(6) 今後行いたい家族レクリエーション.....	116
(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況.....	118
(8) 結婚の意思.....	122
<b>10. 子ども・子育て支援に関する施策・制度</b> .....	<b>123</b>
(1) 子どもについての困りごと.....	123
(2) 充実してほしい久留米市の施策.....	125
<b>11. 公的機関や制度の周知と利用及び要望事項</b> .....	<b>126</b>
(1) 公的機関や制度の周知と利用状況.....	126
(ア) 「利用したことがある」公的機関や制度.....	126
(イ) 「知っているが利用したことがない」公的機関や制度.....	128
(ウ) 「知らない」公的機関や制度.....	130
(2) 今後「利用したい」公的機関や制度.....	132
(3) 行政機関に対する要望.....	134

## 第2章 父子家庭

<b>1. 父子家庭の世帯数と子どもの数の動向</b> .....	<b>137</b>
(1) 全国の父子家庭の世帯数.....	137
(2) 久留米市の父子家庭の世帯数.....	138
(3) 子ども数.....	138
<b>2. 世帯の状況</b> .....	<b>139</b>
(1) 父親の年齢.....	139
(2) 20歳未満の子どもの就学・就労状況.....	140
(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族.....	141
(4) 世帯人員.....	142

<b>3. 父子家庭になった当時の状況</b> .....	<b>143</b>
(1) 父子家庭になってからの経過年数.....	143
(2) 父子家庭になった理由.....	144
(3) 離婚した妻との養育費の取り決め.....	145
(ア) 養育費についての相談相手.....	145
(イ) 養育費の取り決め状況.....	146
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由.....	147
(4) 離婚した妻からの養育費の受給状況.....	148
(5) 離婚した妻との面会交流の取り決め.....	150
(6) 離婚した妻との面会交流の実施状況.....	151
(7) 父子家庭になった当時困ったこと.....	152
(8) 当時の父子福祉施策の認知経路.....	153
<b>4. 仕事の状況</b> .....	<b>154</b>
(1) 父子家庭になった当時の仕事の状況.....	154
(ア) 父子家庭になった当時の仕事の有無.....	154
(イ) 父子家庭になった当時の就業形態.....	155
(ウ) 父子家庭になったことによる転職・退職の有無とその理由.....	156
(2) 現在の仕事の状況.....	158
(ア) 現在の仕事の有無.....	158
(イ) 現在の就業形態.....	159
(ウ) 現在の仕事の内容（職種）.....	160
(エ) 求職の方法.....	161
(オ) 勤続年数.....	162
(カ) 1日の労働時間.....	163
(キ) 仕事による月収（手取り額）.....	167
(ク) 仕事上の不安や不満、悩み.....	169
(ケ) 現在の仕事の継続意向.....	171
(コ) 就業していない理由.....	172
(サ) 今後の就業意向.....	173
(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術.....	176
(ア) 現在持っている資格や技術.....	176
(イ) 今後取得したい資格や技術.....	177
(ウ) 学歴.....	178
<b>5. 住宅の状況</b> .....	<b>179</b>
(1) 現在の住宅に住むようになった時期と前住地.....	179
(2) 住居形態.....	181
(3) 1か月の家賃（借家の場合）.....	182
(4) 住宅に関する不満、悩み.....	184
(5) 現在の住居に対する今後の居住意向.....	186
(6) 公営住宅への入居希望.....	187
<b>6. 生計の状況</b> .....	<b>188</b>
(1) 主たる収入源.....	188
(2) 従たる収入源.....	189
(3) 世帯の年間税込み収入.....	190



(4) 課税状況	192
(5) 家計の状態	193
(6) 現在不足している費用	195
<b>7. 健康状態</b>	<b>196</b>
(1) 父親の健康状態	196
(2) 父親が病気の時の本人の身の回りの世話	197
(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話	198
(4) 医療保険	199
<b>8. 子どもの状況</b>	<b>200</b>
(1) 子どもとの団らんの機会	200
(2) 子どもについての悩み	202
(3) 未就学児の世話	204
(4) 小学生の世話	205
(5) 子どもがひとりになる時間	206
(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援	208
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費	210
(8) 子どもの進学についての考え	211
<b>9. 生活状況</b>	<b>212</b>
(1) 近所づきあいの程度	212
(2) 生きがい	213
(3) 生活上の不安や悩み	215
(4) 困った時の相談相手	217
(5) 家事の担当	219
(6) 今後行いたい家族レクリエーション	222
(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況	224
(8) 結婚の意思	228
<b>10. 子ども・子育て支援に関する施策・制度</b>	<b>229</b>
(1) 子どもについての困りごと	229
(2) 充実してほしい久留米市の施策	231
<b>11. 公的機関や制度の周知と利用及び要望事項</b>	<b>232</b>
(1) 公的機関や制度の周知と利用状況	232
(ア) 「利用したことがある」公的機関や制度	232
(イ) 「知っているが利用したことがない」公的機関や制度	234
(ウ) 「知らない」公的機関や制度	236
(2) 今後「利用したい」公的機関や制度	238
(3) 行政機関に対する要望	240

## IV 参考資料

使用した調査票	243
---------	-----



# I 調査の概要

---



# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、久留米市内における「母子家庭」「父子家庭」の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の方法、手順

### (1) 調査対象世帯

住民基本台帳から「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯。

### (2) 配布数

母子家庭	550 世帯		
父子家庭	270 世帯	合計	820 世帯

### (3) 標本抽出方法

平成 28 年 8 月 1 日現在の住民基本台帳で「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯を抽出し、その中から調査対象世帯を無作為に抽出した。

### (4) 調査票の配布、回収

調査票の配布、回収ともに郵送法とした。

### (5) 主な調査項目

主な調査項目は次の通りとした。

#### ①母子家庭

世帯の状況、母子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状況、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

#### ②父子家庭

世帯の状況、父子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状況、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

### (6) 調査基準日と調査期間

平成 28 年 11 月 1 日を基準日として、平成 28 年 10 月 25 日から 11 月 15 日までに調査票の配布・回収を行った。

## 3. 実施主体、調査実施機関、報告書の監修

実施主体：久留米市子ども未来部家庭子ども相談課

調査実施機関：西日本新聞社 お客さまセンター 調査・マーケティンググループ

報告書の監修：NPO法人 福岡ジェンダー研究所 研究員 武藤桐子

#### 4. 調査票の回収結果

調査票は、母子家庭では 550 世帯に配布した。回収票は 278 票で、このうち該当世帯で有効回答が 213 票、有効回収率は 38.7%である。

父子家庭では 270 世帯に配布した。回収票は 106 世帯で、このうち該当世帯で有効回答が 86 票、有効回収率は 31.9%である。

図表 I-1 調査票の回収結果(母子家庭、父子家庭)

	実数(票)		構成比(%)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
配布	550	270	100.0	100.0
回収	278	106	50.5	39.3
該当世帯	214	87	38.9	32.2
調査完了	213	86	38.7	31.9
記入不完全	1	1	0.2	0.4
非該当世帯	64	19	11.6	7.0
宛先不明	—	—	—	—
未回収	272	164	49.5	60.7

#### 5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

久留米市における調査対象世帯数は、調査結果から「母子家庭」3,256 世帯、「父子家庭」501 世帯と推測される。

図表 I-2 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

久留米市 総世帯数	調査世帯数(世帯)		出現率(%)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
131,794	3,256	501	2.47	0.38

※総世帯数は、平成 28 年 11 月 1 日現在の推計世帯数による。(久留米市調べ)

※出現率は、久留米市の母子家庭、父子家庭の推計世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

#### 6. 集計結果利用上の注意

- (1) 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比(%)で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- (2) 端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- (3) 「—」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、「…」あるいは「\*」は調査項目にないもの、または数値不詳のもの、「0.0」は単位未満のものを示している。
- (4) 設問によっては前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して行った設問もある。この場合の回答者は設問回答の該当者のみである。
- (5) 図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- (6) 文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、二つ以上のものを合計して表す場合は『 』とした。

## 7. 調査対象世帯の定義

### (1) 母子家庭

夫と死別または離婚し、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、母子以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば母子家庭としている。

- ① 夫の生死が明らかでない方
- ② 夫から遺棄されている方
- ③ 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ⑤ 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- ⑥ 婚姻によらないで母となった人で現に婚姻をしていない方

### (2) 父子家庭

妻と死別または離婚し、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、父子以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば父子家庭としている。

- ① 妻の生死が明らかでない方
- ② 妻から遺棄されている方
- ③ 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 妻が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ⑤ 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- ⑥ 婚姻によらないで父となった人で現に婚姻をしていない方

## 8. 住民基本台帳の抽出条件

### (1) 母子家庭の抽出条件

- ① 世帯主が配偶者（未届を含む。以下同じ。）のない女性で、配偶者のない20歳未満の子と同居している家庭
- ② 世帯主が配偶者のいない20歳未満の者で、配偶者のない母と同居している家庭
- ③ 世帯主と次の者が同居している家庭（続柄はすべて世帯主との続柄）  
ア、配偶者のいない子（女性）と、配偶者のいない20歳未満の子の子イ、配偶者のいない姉妹と、配偶者のいない20歳未満の当該姉妹の子

### (2) 父子家庭の抽出条件

- ① 世帯主が配偶者（未届を含む。以下同じ。）のない男性で、配偶者のない20歳未満の子と同居している家庭
- ② 世帯主が配偶者のいない20歳未満の者で、配偶者のない父と同居している家庭
- ③ 世帯主と次の者が同居している家庭（続柄はすべて世帯主との続柄）  
ア、配偶者のいない子（男性）と、配偶者のいない20歳未満の子の子イ、配偶者のいない兄弟と、配偶者のいない20歳未満の当該兄弟の子





## Ⅱ 調査結果の概要

---



## Ⅱ. 調査結果の概要

### 1. 世帯数と子どもの数の動向

#### (1) 世帯数の動向

久留米市の平成28年11月1日現在の母子家庭等の世帯数は、母子家庭が3,256世帯、父子家庭が501世帯と推測され、合わせて3,757世帯である。

久留米市の総世帯数(131,794世帯)に占める割合(出現率)は、母子家庭が2.47%、父子家庭が0.38%であり、合わせて2.85%となっている。

平成23年調査(以下、前回調査という)と比較すると、母子家庭は682世帯、父子家庭は66世帯減少している。

図表Ⅱ-1 母子家庭等の世帯数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成28年	3,757	2.85	3,256	2.47	501	0.38
平成23年	4,505	3.67	3,938	3.21	567	0.46
増減数(世帯)	-748	—	-682	—	-66	—
増減率(%)	-16.6	—	-17.3	—	-11.6	—

※出現率は、久留米市の母子家庭、父子家庭の推測世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

#### (2) 理由別世帯数の動向

理由別の世帯数をみると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが2,644世帯と最も多く、81.2%を占めている。「死別」は520世帯(16.0%)となっている。父子家庭でも離婚などの「生別」が最も多く385世帯(76.8%)、「死別」は99世帯(19.8%)となっているが、母子家庭と比べて「生別」の割合が低くなっている。

前回調査と比較すると、母子家庭は「生別」が6.8ポイント減少し、「死別」が4.6ポイント増加しているのに対し、父子家庭では「生別」が4.7ポイント増加し、「死別」は6.1ポイント減少している。

図表Ⅱ-2 母子家庭、父子家庭の理由別世帯数

	母子家庭				父子家庭			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
平成28年	3,256	520	2,644	92	501	99	385	17
構成比(%)	100.0	16.0	81.2	2.8	100.0	19.8	76.8	3.5
平成23年	3,938	449	3,465	24	567	147	409	11
構成比(%)	100.0	11.4	88.0	0.6	100.0	25.9	72.1	1.9
増減数	-682	71	-821	68	-66	-48	-24	6
増減率(%)	-17.3	15.8	-23.7	283.3	-11.6	-32.6	-6.0	54.5

### (3) 子どもの数

母子家庭等の20歳未満の子どもの数は、母子家庭が4,251人、父子家庭が784人、合わせて5,035人と推測される。

就学状況別にみると、母子家庭、父子家庭のいずれも、子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子家庭における義務教育後の出現率(20.67%)である。

推計世帯一世帯当りの子どもの数は、母子家庭が1.31人、父子家庭が1.56人となっている。

図表Ⅱ-3 母子家庭等の子どもの数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)
計	5,035	8.88	4,251	7.50	784	1.38
未就学児	161	0.83	137	0.71	24	0.12
小学生	965	5.00	795	4.70	170	1.01
中学生	1,124	12.81	902	10.28	222	2.53
義務教育終了後の子ども	2,785	23.81	2,417	20.67	368	3.15

※出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、平成28年5月1日現在。(県教育委員会)

※児童・生徒数以外の子どもの数は、平成28年5月1日現在の推計人口。

## 2. 世帯の状況

### (1) 母親、父親の年齢

母子家庭の母親の年齢は「45～49歳」が40.4%と最も高く、次いで「40～44歳」が22.1%、「50～54歳」が16.0%、「35～39歳」が9.9%となっている。

父子家庭の父親の年齢は、「40～44歳」が32.6%と最も高く、次いで「45～49歳」と「50～54歳」が同率で20.9%、「35～39歳」が11.6%となっている。

図表Ⅱ-4 母親、父親の年齢

(%)

	標本数	19歳以下	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳以上	無回答
母子家庭	213	-	-	-	4.2	9.9	22.1	40.4	16.0	6.1	0.5	0.9
父子家庭	86	-	-	-	-	11.6	32.6	20.9	20.9	10.5	3.5	-

### (2) 世帯人員

世帯人員は、母子家庭は「2人」の37.1%が最も高く、次いで「3人」が35.2%で続き、平均世帯人員は3.0人である。父子家庭では「3人」の32.6%が最も高く、次いで「2人」の26.7%と続いているが、「4人」「5人」の割合は母子家庭よりも高く、平均世帯人員は3.3人となっている。

図表Ⅱ-5 世帯人員

(%)

	標本数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	無回答	(平均)
母子家庭	213	0.5	37.1	35.2	17.4	7.0	1.4	1.4	-	3.0
父子家庭	86	1.2	26.7	32.6	25.6	10.5	3.5	-	-	3.3

### (3) 同居家族

母親と20歳未満の子どものみの母子家庭は59.2%で、他に同居家族のいる母子家庭は40.3%となっている。これに対して、父親と20歳未満の子どものみの父子家庭は50.0%、他に同居家族のいる父子家庭は48.8%で、母子家庭に比べて同居家族のいる割合が高い。

図表Ⅱ-6 20歳未満の子ども以外の同居家族(複数回答)

(%)

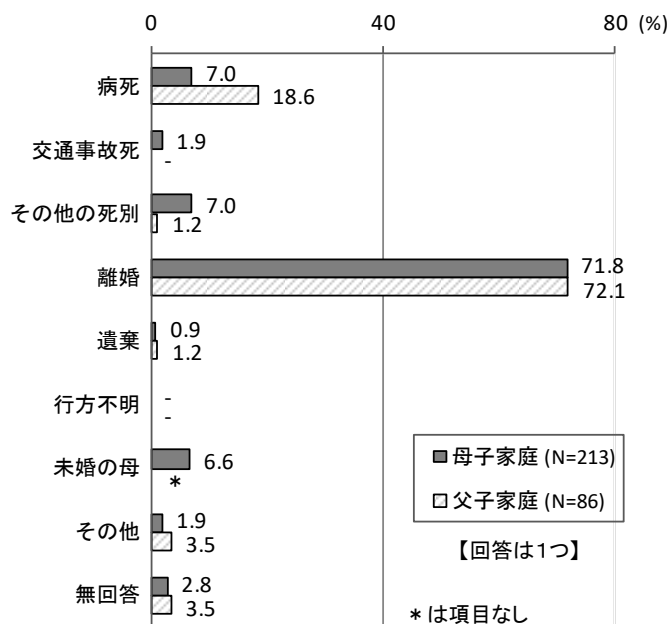
	標本数	母子のみ・父子のみ	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子家庭	213	59.2	22.1	8.9	17.8	0.5	2.3	1.9	1.9	0.5
父子家庭	86	50.0	14.0	12.8	29.1	1.2	3.5	2.3	1.2	1.2

### 3. ひとり親家庭になった当時の状況

#### (1) ひとり親家庭になった理由

母子家庭になった理由は、「離婚」が71.8%で最も高く、『離婚以外の生別』の9.4%と合わせて『生別』が81.2%を占めており、「病死」「交通事故死」「その他の死別」を合わせた『死別』は15.9%となっている。父子家庭でも、「離婚」(72.1%)と『離婚以外の生別』の4.7%を合わせた『生別』が76.8%と高くなっている。『死別』は19.8%で、母子家庭に比べると高く、特に「病死」が母子家庭の7.0%に対して、父子家庭では18.6%となっている。

図表Ⅱ-7 ひとり親家庭になった理由

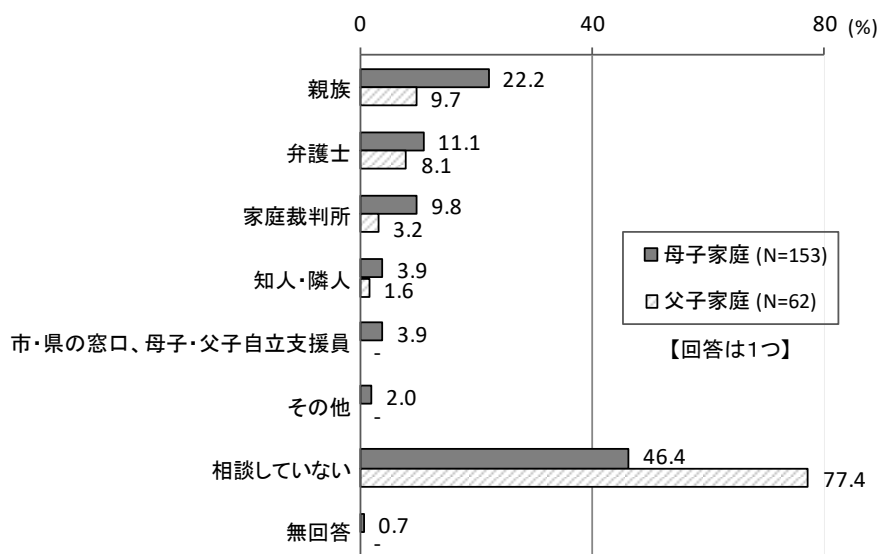


#### (2) 離婚した元配偶者との子どもの養育費の取り決め、受給状況

##### (ア) 養育費についての相談者

子どもの養育費についての相談相手は、母子家庭、父子家庭ともに「親族」(母子家庭22.2%、父子家庭9.7%)、「弁護士」(母子家庭11.1%、父子家庭8.1%)の順となっている。「相談していない」が母子家庭、父子家庭ともに最も高く、父子家庭では77.4%を占めている。

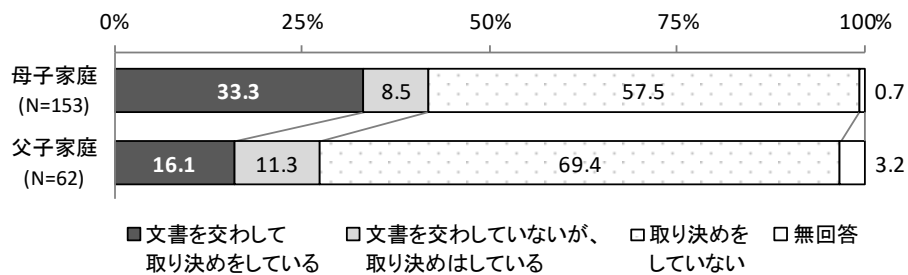
図表Ⅱ-8 養育費についての相談者



(イ) 養育費の取り決め状況

子どもの養育費について「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭では 33.3%、父子家庭では 16.1%、「文書は交わしていないが、取り決めはしている」は母子家庭では 8.5%、父子家庭では 11.3%となっている。母子家庭では約 4 割が『取り決めをしている』のに対して父子家庭では 3 割弱にとどまり、「取り決めをしていない」(69.4%) が約 7 割を占めている。

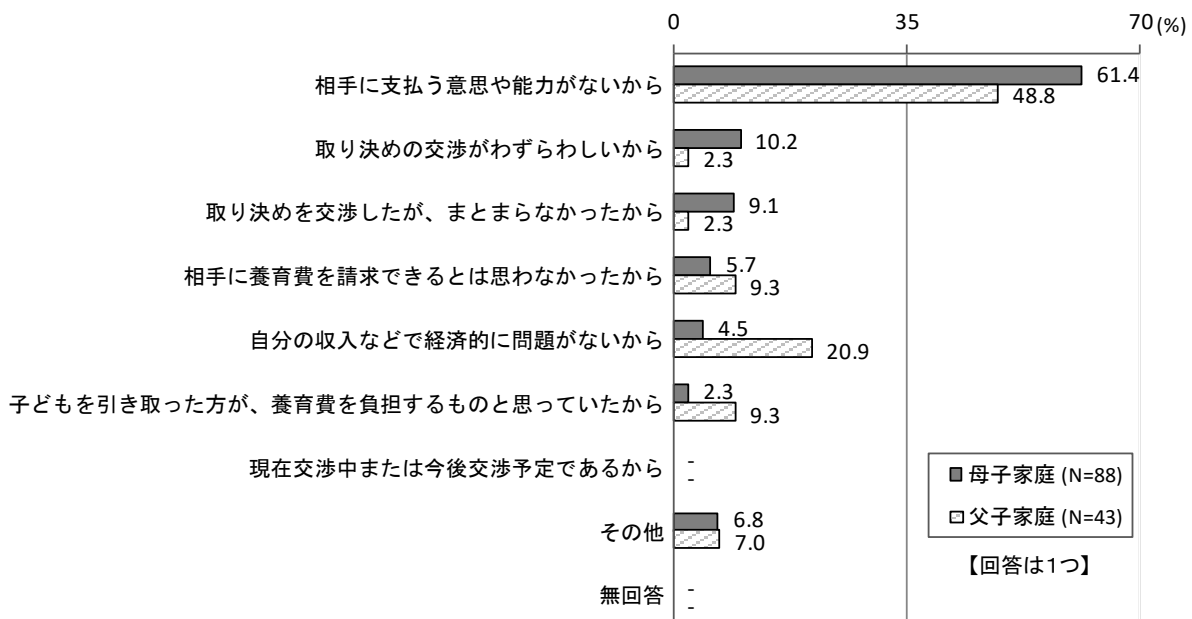
図表Ⅱ-9 養育費の取り決め状況



(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由としては、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないから」が 61.4%と最も高く、次いで「取り決めの交渉がわずらわしいから」が 10.2%で続いている。父子家庭でも「相手に支払う意思や能力がないから」が 48.8%と最も高くなっているが、次いで「自分の収入などで経済的に問題ないから」が 20.9%と高くなっており、母子家庭 (4.5%) を 16.4 ポイント上回っている。

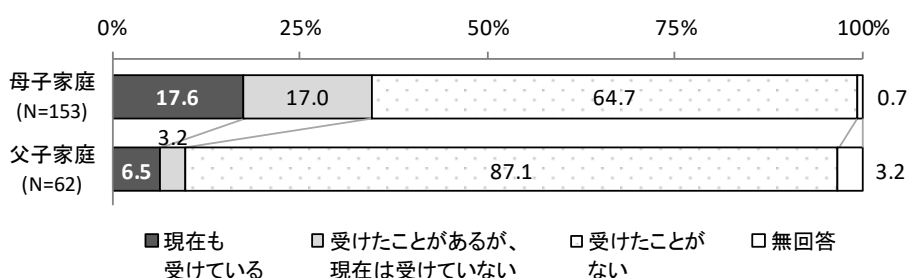
図表Ⅱ-10 養育費の取り決めをしていない理由



### (エ) 養育費の受給状況

現在の養育費の受給については、「現在も受けている」が母子家庭では 17.6%、父子家庭では 6.5%、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が母子家庭では 17.0%、父子家庭では 3.2%となっており、養育費の受給経験は母子家庭の 34.6%に対して父子家庭では 9.7%となり、母子家庭の方が多し。「受けたことがない」とする割合は母子家庭で 64.7%、父子家庭で 87.1%となっている。また、養育費の月平均額を推計すると母子家庭では 32,989 円、父子家庭では 13,583 円となり、母子家庭のほうが 19,406 円高くなっている。

図表Ⅱ－11 養育費の受給状況

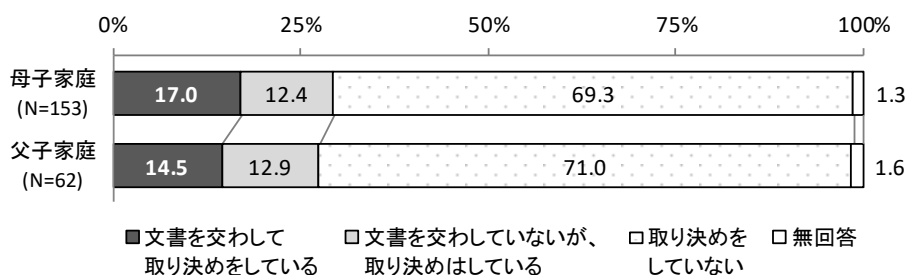


### (3) 面会交流の取り決め、実施状況

#### (ア) 面会交流の取り決め

離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについては、「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭では 17.0%、父子家庭では 14.5%となっている。また、「文書を交わしていないが取り決めはしている」は母子家庭では 12.4%、父子家庭では 12.9%となっており、母子家庭、父子家庭とも『取り決めをしている』（母子家庭 29.4%、父子家庭 27.4%）は3割弱にとどまっている。

図表Ⅱ－12 面会交流の取り決め



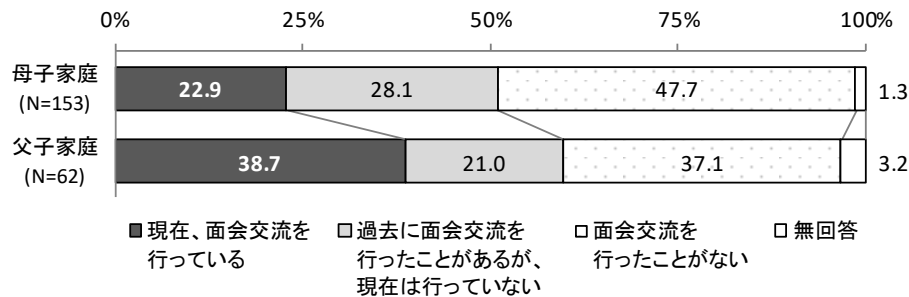


(イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況については、「現在、面会交流を行っている」が母子家庭では 22.9% であるのに対し、父子家庭では 38.7% と父子家庭の方が 15.8 ポイント高い。

面会交流の取り決めをしている割合（母子家庭 29.4%、父子家庭 27.4%）からみると、実際の面会交流経験は、母子家庭 51.0%、父子家庭 59.7% と 5 割を超えており、取り決めはなくても、面会交流が行われていることがうかがえる。

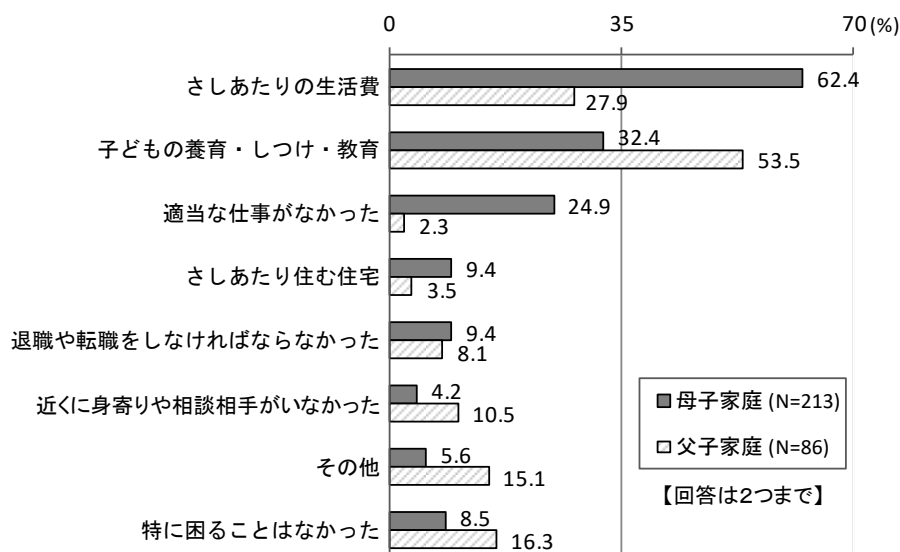
図表Ⅱ-13 面会交流の実施状況



(4) ひとり親家庭になった当時困ったこと

母子家庭及び父子家庭になった当時困ったことは、母子家庭では「さしあたりの生活費」が 62.4% で圧倒的に高く、次いで「子どもの養育・しつけ・教育」が 32.4%、「適当な仕事になかった」が 24.9% で続いている。父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が 53.5% で最も高く、次いで「さしあたりの生活費」が 27.9% で続き、「特に困ることはなかった」も 16.3% と高くなっている。

図表Ⅱ-14 ひとり親家庭になった当時困ったこと(複数回答)

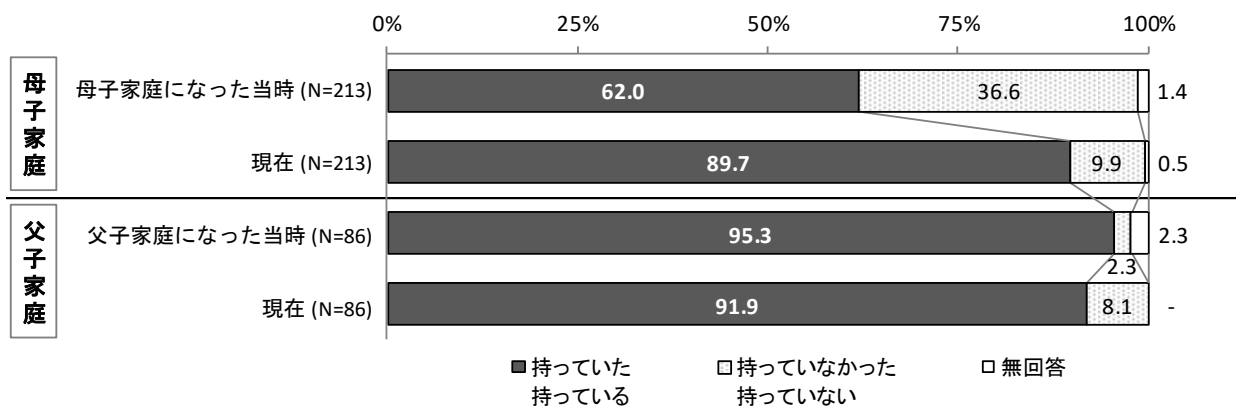


## 4. 仕事の状況

### (1) 仕事の有無と就業状況

母子家庭、父子家庭になった当時仕事を持っていた人は、母子家庭の母親で62.0%、父子家庭の父親で95.3%となっている。現在の有業率（仕事を持つ人の割合）は、母子家庭の母親で89.7%、父子家庭の父親で91.9%となっている。母子家庭では母子家庭になってから就業率が高くなっている。

図表Ⅱ－15 母子家庭、父子家庭の当時の仕事の有無と現在の就業状況

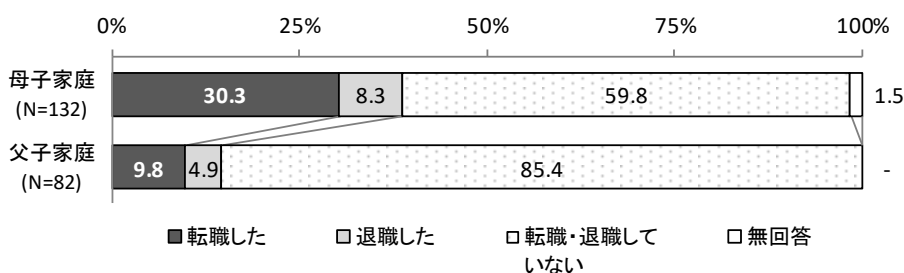


### (2) 転職・退職の有無と理由

#### (ア) 転職・退職の有無

母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験をみると、母子家庭では「転職した」が30.3%、「退職した」も8.3%で、転職または退職の経験は4割近い。父子家庭では、「転職した」が9.8%、「退職した」が4.9%で、転職または退職の経験は14.7%となり、母子家庭に比べて少ない。

図表Ⅱ－16 母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職経験の有無

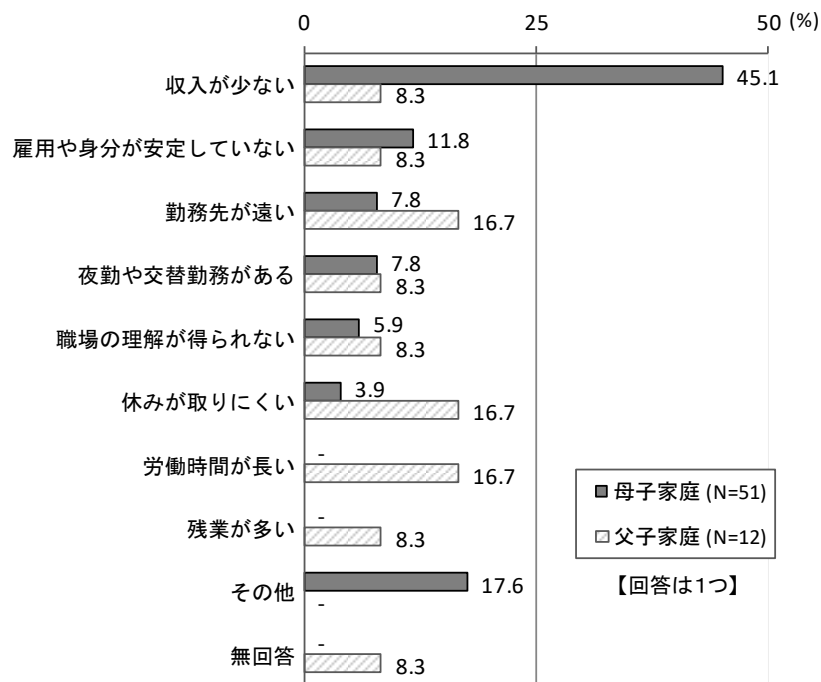


#### (イ) 転職・退職の理由

転職または退職した理由は、母子家庭では「収入が少ない」が45.1%と約半数を占めており、他の理由に比べて特に高い。次いで「雇用や身分が安定していない」が11.8%となっているが、その他の理由は1割未満である。

父子家庭では「勤務先が遠い」「休みが取りにくい」「労働時間が長い」(16.7%)が同率で上位となっており、多様な理由があげられている。

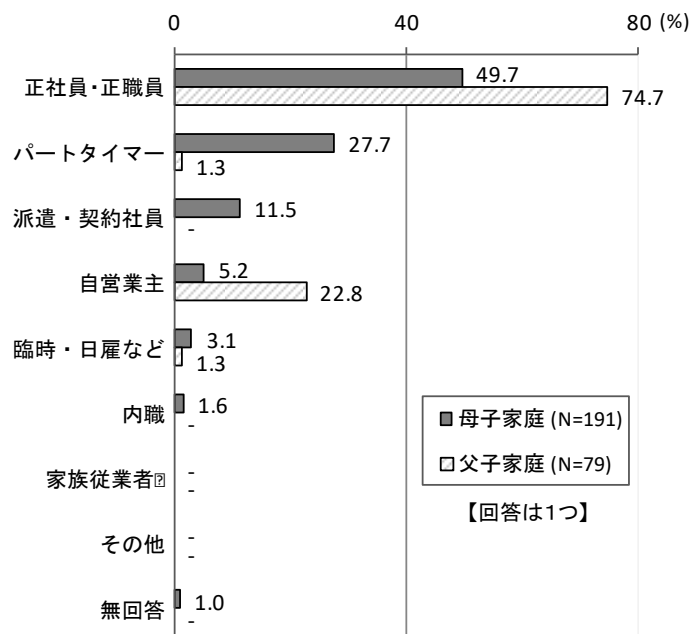
図表Ⅱ-17 転職・退職の理由



(3) 現在の就業形態

現在就業している人の就業形態は、母子家庭では「正社員・正職員」が49.7%と約5割であるのに対して、父子家庭では「正社員・正職員」は74.7%と4分の3を占めている。一方、母子家庭では「パートタイマー」(27.7%)や「派遣・契約社員」(11.5%)等の非正規雇用による就業が約4割となっている。

図表Ⅱ-18 就業形態



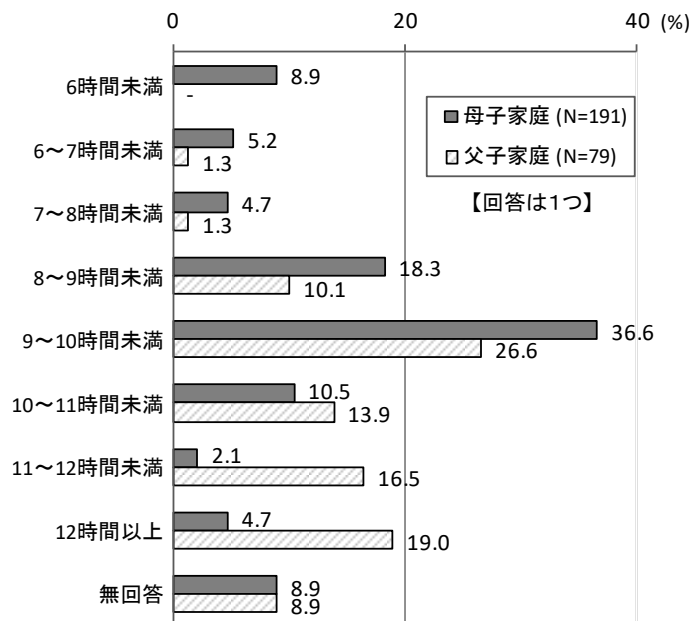
※非正規雇用とは、期間を定めた短期契約で職員を雇う雇用形態で、パート・アルバイトや派遣・契約社員等をいう。

#### (4) 1日の労働時間

1日の労働時間は、母子家庭では「9～10時間未満」が36.6%で最も高く、次いで「8～9時間未満」が18.3%で続いており、1日8～10時間程度の労働時間で就業している場合が5割を超えている。

父子家庭でも、「9～10時間未満」が26.6%で最も高くなっているが、次いで「12時間以上」が19.0%、「11～12時間未満」が16.5%、「10～11時間未満」が13.9%で、『10時間以上』が約5割と母子家庭に比べると長時間労働となっている。

図表Ⅱ－19 1日の労働時間



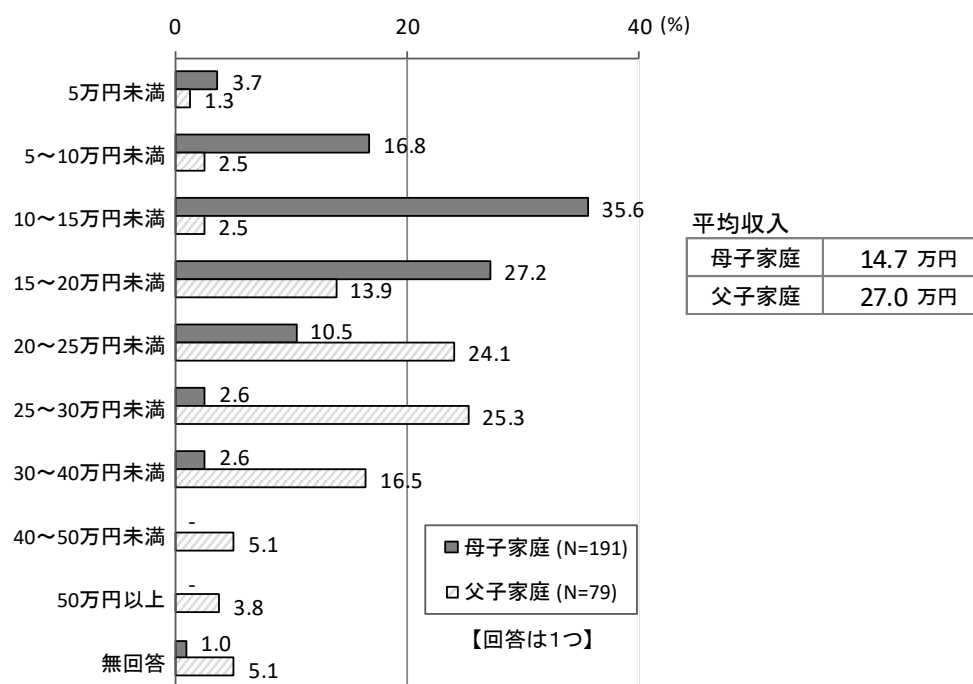
(5) 仕事による収入（手取り額）

仕事による1か月の収入（手取り額）は、母子家庭では「10～15万円未満」（35.6%）が最も多く、以下「15～20万円未満」（27.2%）、「5～10万円未満」（16.8%）となっており、15万円未満が56.1%と5割を超えている。前回調査（平成23年）では15万円未満層の割合は59.8%で、4ポイントほど減少している。

父子家庭では「25～30万円未満」（25.3%）が最も多く、以下「20～25万円未満」（24.1%）、「30～40万円未満」（16.5%）となっており、20～40万円未満が65.9%を占めている。父子家庭での15万円未満層は6.3%で、前回調査（平成23年）20.4%と比べて14ポイントほど減少している。

1か月あたりの平均手取り収入額は、母子家庭が14.7万円（前回調査14.5万円）、父子家庭が27.0万円（前回調査22.2万円）で、前回調査に比べて母子家庭、父子家庭ともに平均手取り収入額は増加したものの母子家庭と父子家庭の差額は12.3万円（前回調査7.7万円）で、さらに拡大している。

図表Ⅱ-20 仕事による月収(手取り額)



※収入の平均額は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

## 5. 住宅の状況

### (1) 住居形態

現在の住居形態は、母子家庭では「家族名義の持ち家」(29.6%)が最も高く、以下「民間借家・アパートなど」(28.2%)、「自分名義の持ち家」(23.0%)と続いている。

父子家庭では、「自分名義の持ち家」が46.5%、「家族名義の持ち家」が22.1%と(自分や家族を含めて)持ち家に住んでいる人が約7割を占めている。「民間借家・アパートなど」は17.4%で、「県営住宅・市営住宅」(5.8%)の割合は、母子家庭よりも9.2ポイント低い。

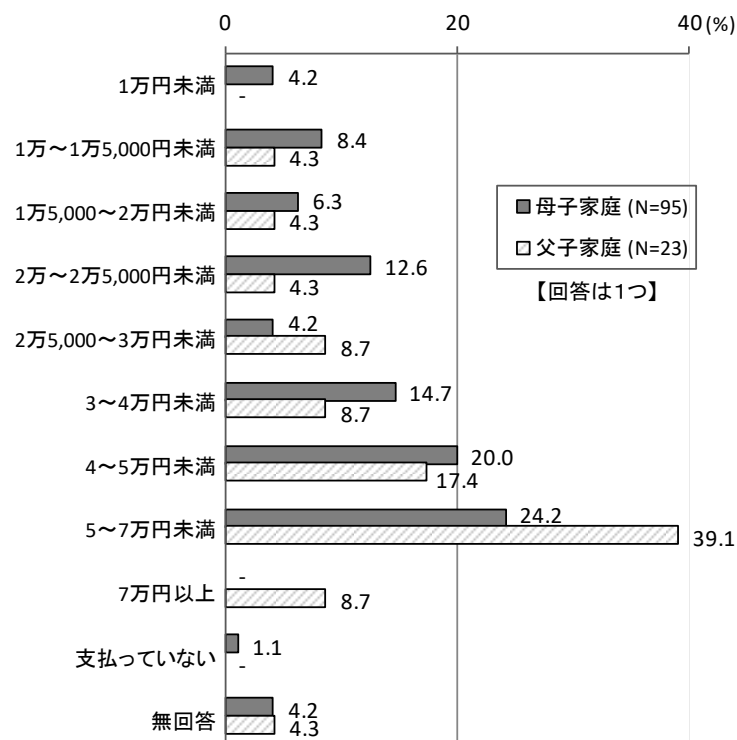
図表Ⅱ-21 住居形態

		(%)									
	標本数	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	同居せきなどの家に	宅県営住宅・市営住宅	公社(旧公団)の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	公舎・寮・官舎	(母子生活支援施設)	その他	無回答
母子家庭	213	23.0	29.6	-	15.0	-	28.2	0.9	-	0.5	2.8
父子家庭	86	46.5	22.1	-	5.8	1.2	17.4	1.2	...	1.2	4.7

### (2) 1か月の家賃

『借家』の場合の1か月の家賃としては、母子家庭、父子家庭ともに「5～7万円未満」が最も高くなっているが、父子家庭では39.1%と母子家庭より14.9ポイント高い。1か月の家賃平均額をみると、母子家庭は約3万7,000円、父子家庭は約4万7,000円となっている。

図表Ⅱ-22 1か月の家賃

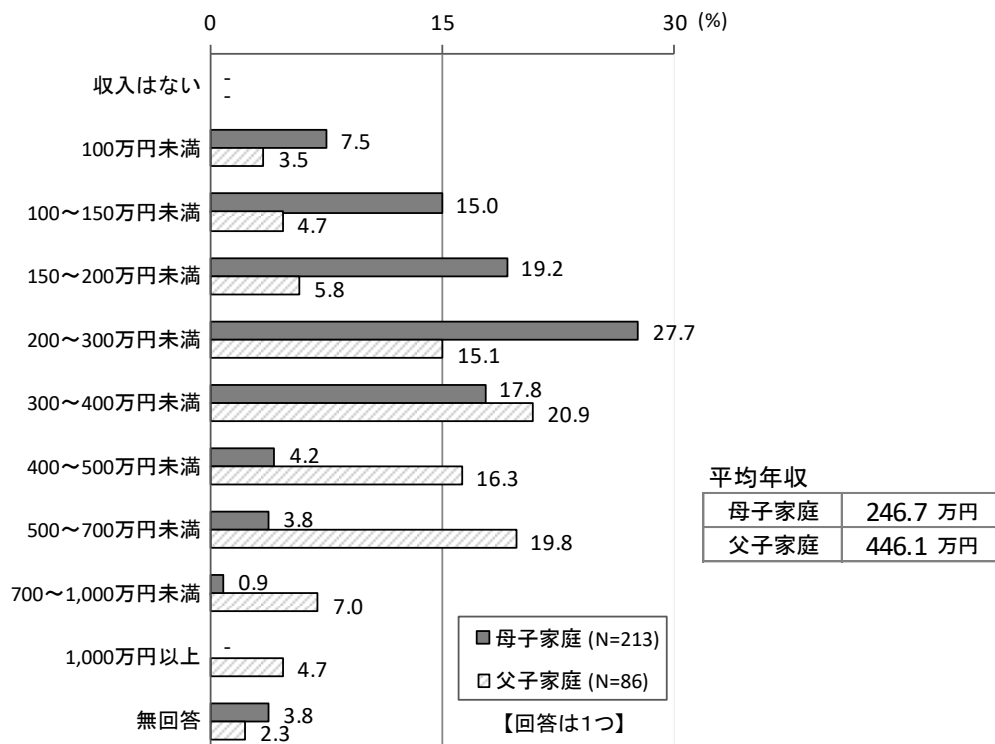


## 6. 生計の状況

### (1) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入は、母子家庭では「200～300万円未満」(27.7%)が最も高く、1世帯平均年収は246.7万円と推計される。父子家庭では「300～400万円未満」(20.9%)が最も高く、これに「500～700万円未満」(19.8%)「400～500万円未満」(16.3%)が続いている。1世帯平均年収は446.1万円と推計される。税込み年収が200万円未満の割合をみると、母子家庭の41.7%に対して父子家庭では14.0%と母子家庭との収入の差が大きい。

図表Ⅱ-23 世帯の年間税込み収入



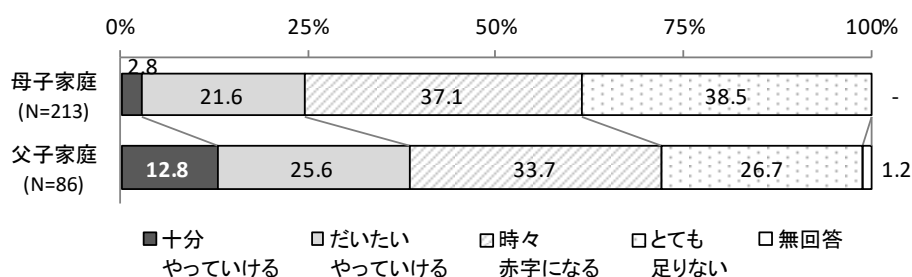
※年間税込み収入の平均額は「100万円未満」は50万円、「100～150万円」は125万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と無回答を除いた標本数で算出した。

### (2) 家計の状態

世帯の家計の状態では、「十分やっつけていける」「だいたいやっつけていける」を合わせた『やっつけていける』は、母子家庭24.4%、父子家庭38.4%となっている。

母子家庭では「とても足りない」が4割近くを占め、世帯年収が父子家庭より低いこともあり、父子家庭に比べて生計が逼迫していると感じている人が多い。

図表Ⅱ-24 家計の状態

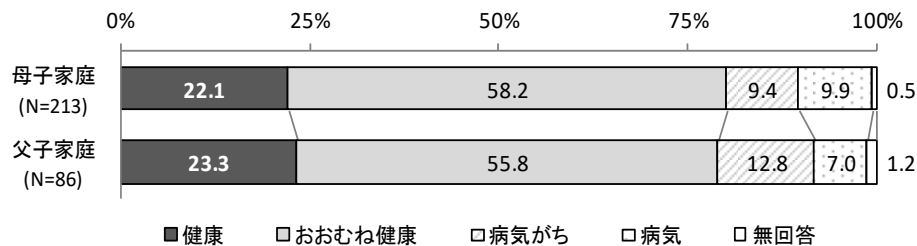


## 7. 健康状態

### (1) 健康状態

母親、父親の健康状態として、「健康」と「おおむね健康」を合わせると、母子家庭で80.3%、父子家庭で79.1%が『健康』と回答している。反対に「病気がち」と「病気」を合わせた割合は母子家庭では19.3%、父子家庭は19.8%と同程度である。

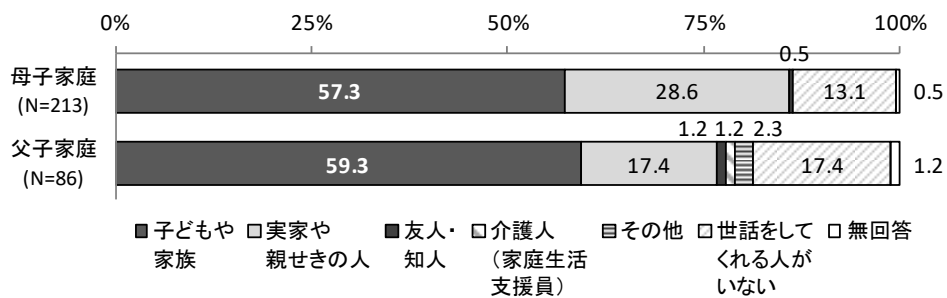
図表Ⅱ-25 健康状態



### (2) 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話については、母子家庭、父子家庭ともに「子どもや家族」が5割を超えて最も多く、次いで「実家や親せきの人」が母子家庭28.6%、父子家庭17.4%で続いている。一方「世話をしてくれる人がいない」は母子家庭13.1%、父子家庭17.4%となっている。

図表Ⅱ-26 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話



\* 母子家庭には、「介護人(家庭生活支援員)」「その他」の数値はない。



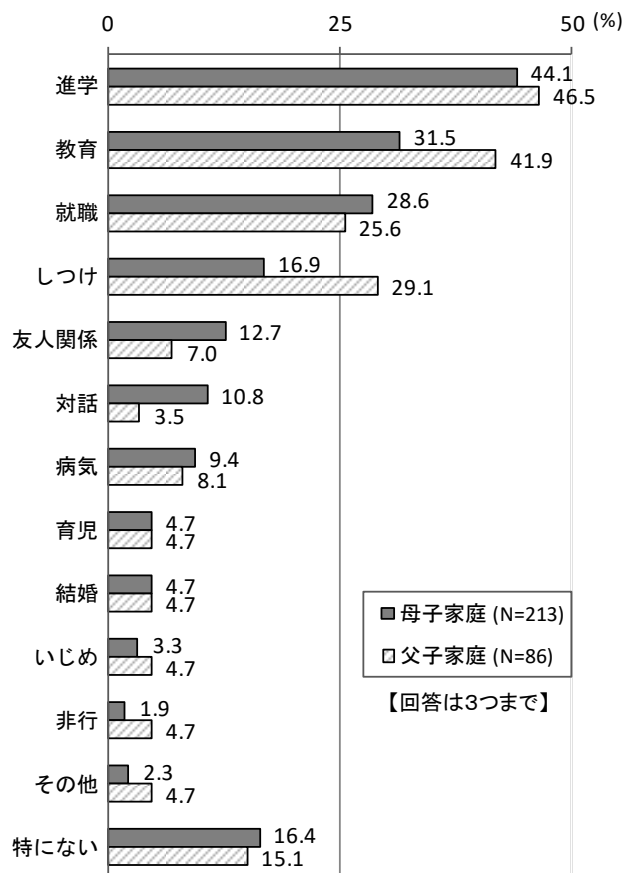
## 8. 子どもの状況

### (1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子家庭では「進学」が4割を超えて最も高く、これに「教育」と「就職」が3割近くで続いている。

父子家庭では「進学」と「教育」が4割を超えて高く、次いで「しつけ」が29.1%となり、母子家庭に比べて12.2ポイント高くなっている。「しつけ」は「進学」や「教育」とともに父子家庭での悩みとなっている。

図表Ⅱ-27 子どもについての悩み(複数回答)



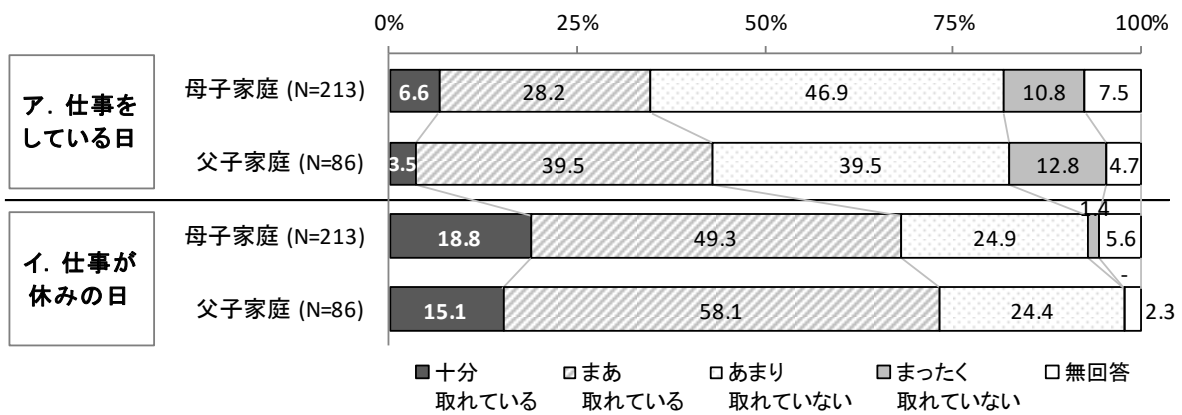
(2) 子どもとの団らんの機会

子どもとの団らんの機会が『取れている』（「十分取れている」「まあ取れている」の合計）割合を、仕事をしている日と仕事が休みの日でみると、仕事をしている日では、母子家庭で34.8%、父子家庭では43.0%となり、父子家庭でやや高くなっている。

仕事が休みの日では、母子家庭で68.1%、父子家庭で73.2%と、仕事の日に比べるとかなり『取れている』割合は高くなる。

仕事が休みの日であっても子どもとの団らんの時間が『取れていない』（「あまり取れていない」「まったく取れていない」の合計）は、母子家庭で26.3%、父子家庭で24.4%と一定の割合でいる。

図表Ⅱ-28 子どもとの団らんの機会

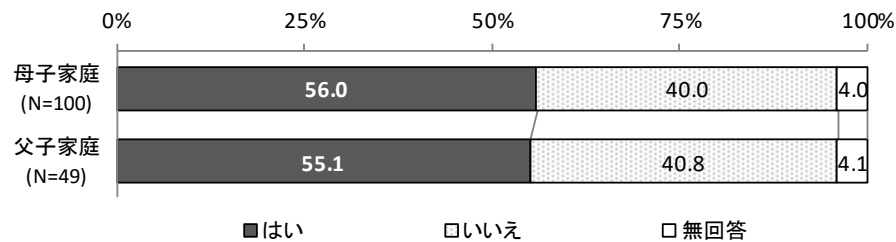


(3) 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無

(ア) 子どもがひとりになる時間の有無

学校が終わったあとに、小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無については、「はい（有）」は母子家庭で 56.0%、父子家庭で 55.1%と、子どもがひとりになる時間があると回答している割合は5割を超えている。

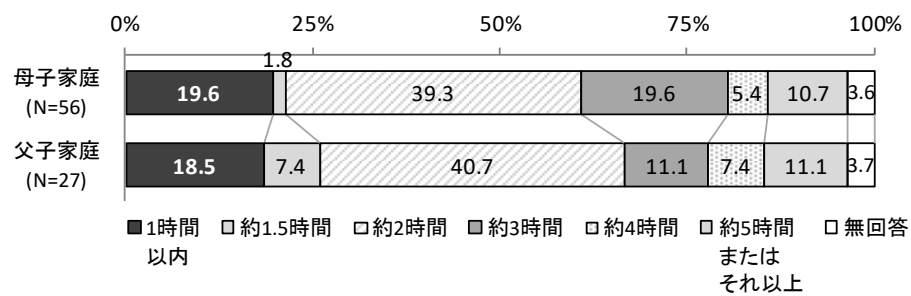
図表Ⅱ-29 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無



(イ) 子どもがひとりになる時間

学校が終わったあとに、小学生・中学生の子どもがひとりになる時間については、「約2時間」が母子家庭（39.3%）、父子家庭（40.7%）で最も高く、『2時間まで』では母子家庭は60.7%、父子家庭は66.6%と約6割を占めている。父子家庭では『約4時間以上』も18.5%で、母子家庭（16.1%）に比べて高い。

図表Ⅱ-30 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間

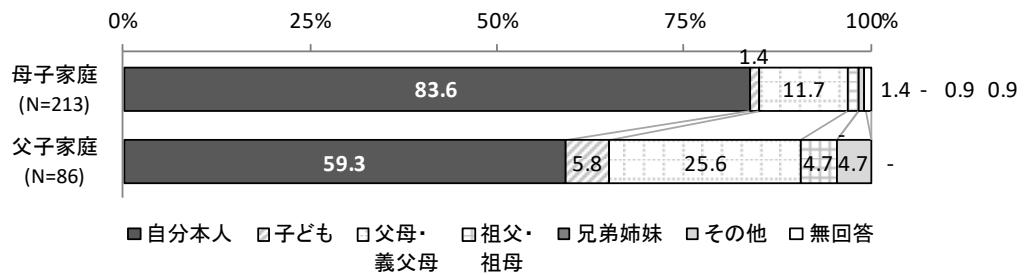


## 9. 生活状況

### (1) 家事の担当

日常の炊事、掃除、洗濯などの家事を主に担当しているのは、母子家庭では「自分本人」(83.6%)が約8割を占めている。父子家庭では「自分本人」(59.3%)が6割近い。母子家庭より父や母との同居の割合が高いことから、「父母・義父母」の割合も25.6%と高くなっている。

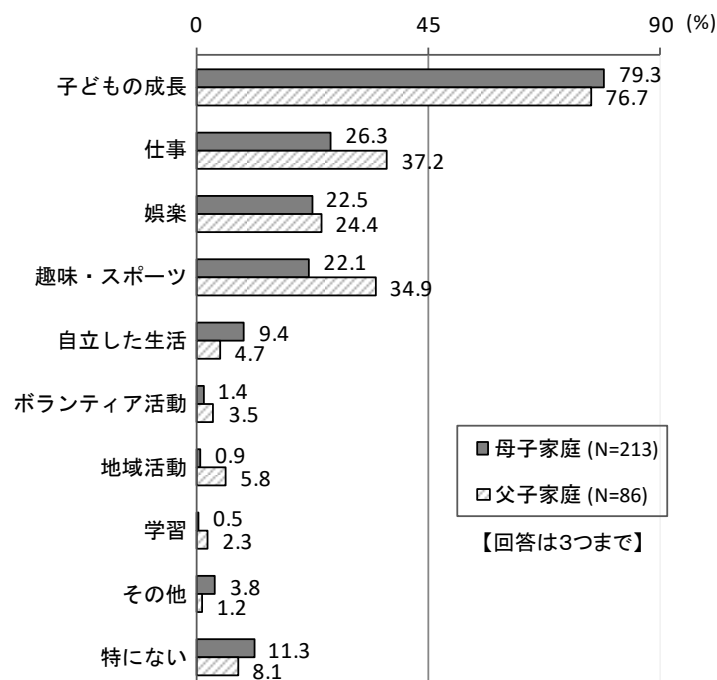
図表Ⅱ-31 家事の担当



### (2) 生きがい

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子家庭、父子家庭とも「子どもの成長」が最も高く、母子家庭で79.3%、父子家庭で76.7%となっている。母子家庭では、次いで「仕事」(26.3%)、「娯楽」(22.5%)が高く、父子家庭では「仕事」(37.2%)「趣味・スポーツ」(34.9%)が高くなっている。母子家庭に比べると、父子家庭の方が「趣味・スポーツ」「仕事」に生きがいを感じる人の割合が高い。

図表Ⅱ-32 生きがいの内容(複数回答)

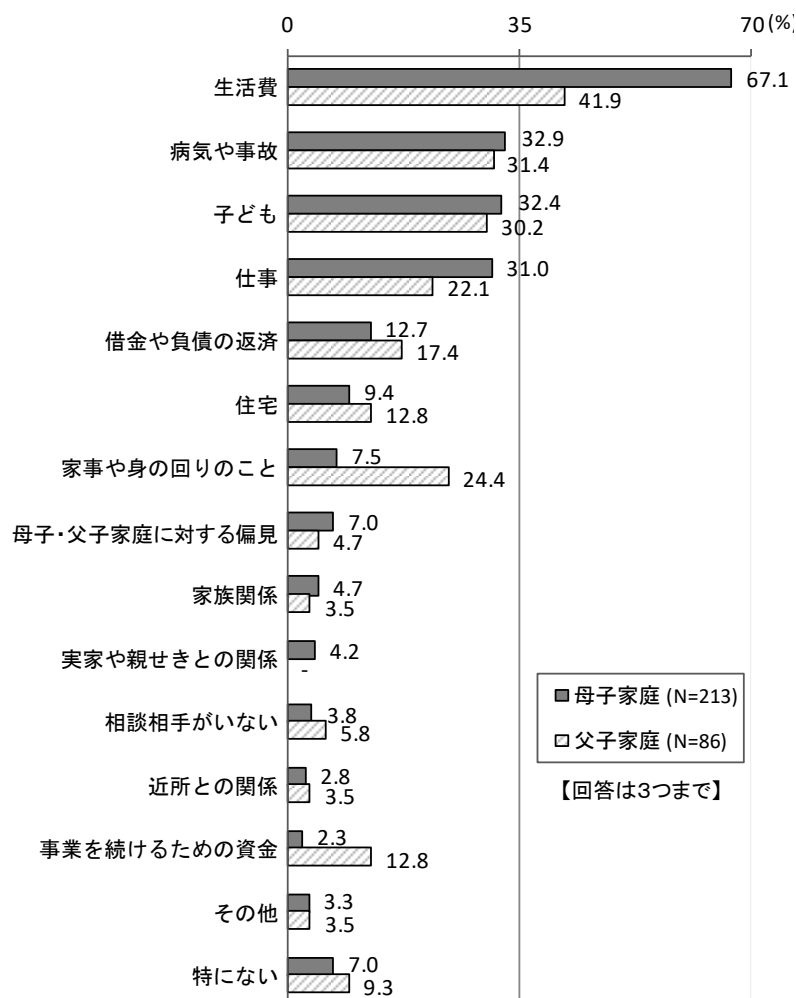


(3) 生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子家庭、父子家庭ともに「生活費」が最も高く、特に母子家庭では約7割(67.1%)があげており、父子家庭(41.9%)に比べて生活上での大きな不安要素となっている。次いで「病気や事故」(母子家庭 32.9%、父子家庭 31.4%)、「子ども」(母子家庭 32.4%、父子家庭 30.2%)の順になっている。

父子家庭では「家事や身の回りのこと」(24.4%)が母子家庭(7.5%)に比べて16.9ポイント高くなっている。

図表Ⅱ-33 生活上の不安や悩み(複数回答)



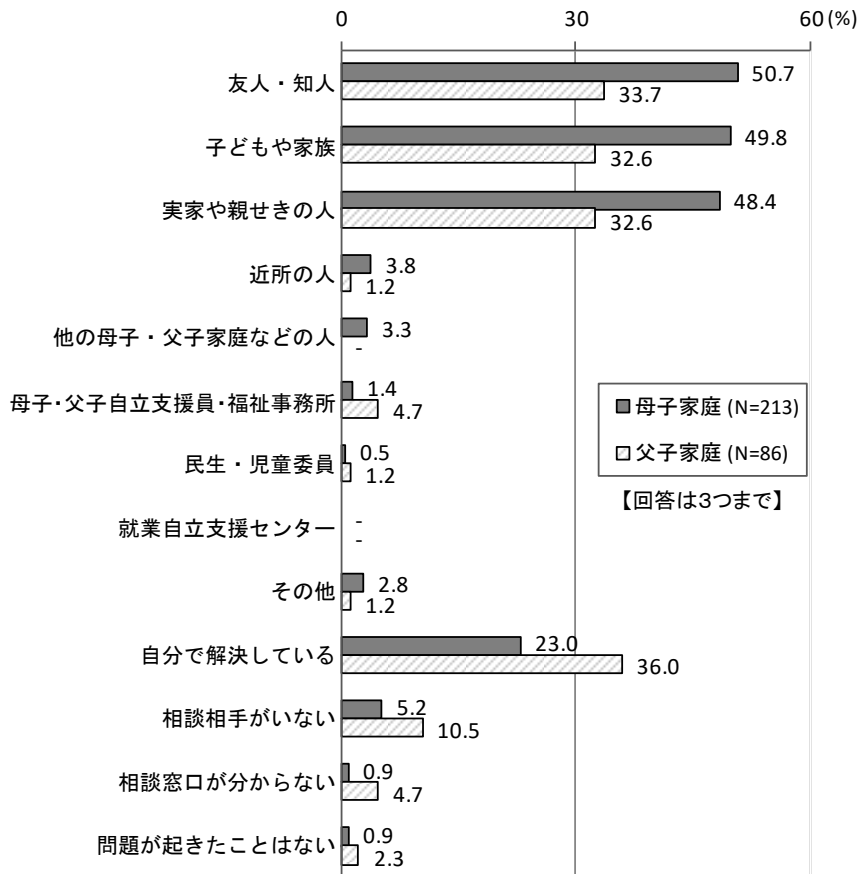
#### (4) 困った時の相談相手

困った時の相談相手としては、母子家庭では「友人・知人」(50.7%)が半数を超えて高く、次いで「子どもや家族」(49.8%)「実家や親せきの人」(48.4%)が主な相談相手となっている。

父子家庭では、相談相手としては「友人・知人」(33.7%)「子どもや家族」(32.6%)「実家や親せきの人」(32.6%)が3割を超えて高くなっているが、「自分で解決している」(36.0%)も同様に3割を超えている。

母子家庭では「友人・知人」が父子家庭に比べて17ポイント高く、父子家庭では「自分で解決している」が母子家庭に比べて13ポイント高いなど違いがみられる。父子家庭では、「相談相手がない」「相談窓口が分からない」も母子家庭に比べて高く、困った時に相談していない状況も推察される。

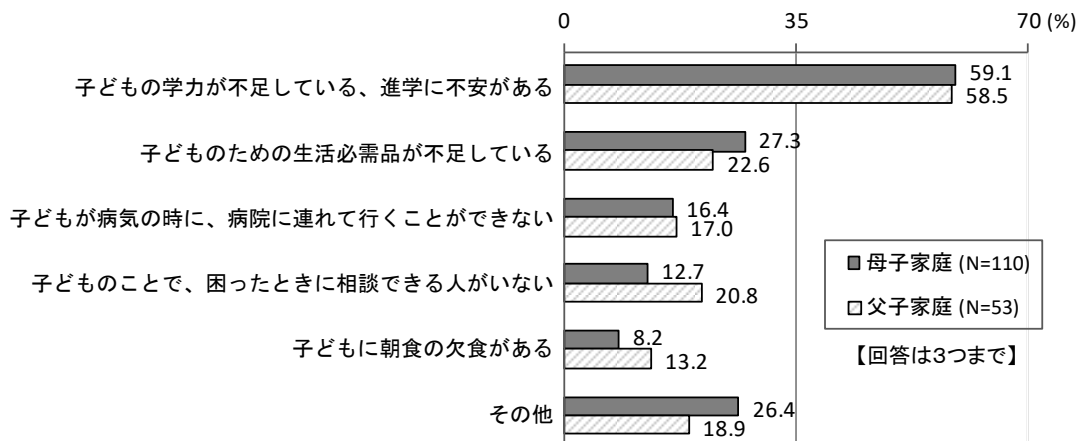
図表Ⅱ-34 困った時の相談相手(複数回答)



(5) 子どもについての困りごと

子どもについての困りごとについては、母子家庭で 51.6%、父子家庭で 61.6%が「ある」と回答しているが、困りごとの内容としては、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの学力が不足している、進学に不安がある」が最も高く、6割近くになっている。次いで母子家庭では「子どものための生活必需品が不足している」が高く、父子家庭では母子家庭に比べて「子どものことで、困ったときに相談できる人がいない」が高くなっている。

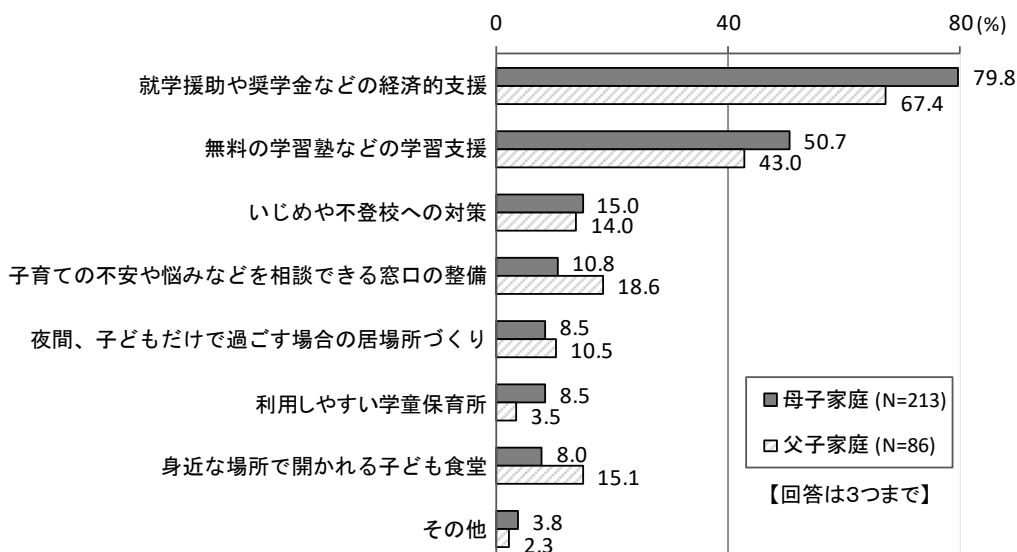
図表Ⅱ-35 子どもについての困りごと(複数回答)



(6) 充実してほしい久留米市の施策

子どものために充実してほしい久留米市の施策は、母子家庭、父子家庭ともに「就学援助や奨学金などの経済的支援」が最も高くなっているが、母子家庭では 79.8%と父子家庭の 67.4%より 12.4ポイント高くなっている。父子家庭では「子育ての不安や悩みなどを相談できる窓口の整備」「身近な場所で開かれる子ども食堂」が母子家庭より高くなっている。

図表Ⅱ-36 充実してほしい久留米市の施策(複数回答)



## 10. 行政機関に対する要望

国や県・市など行政機関に対する要望としては、母子家庭、父子家庭ともに「年金・手当などを充実する」が最も高く、母子家庭で67.6%、父子家庭で59.3%となっている。母子家庭では、これに「医療保障を充実する」(37.1%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(18.8%) 「母子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」(16.0%) 等の要望があげられている。父子家庭でも「医療保障を充実する」(29.1%) が続いているが、「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」は19.8%と母子家庭に比べて15.6ポイント高くなっている。

図表Ⅱ-37 行政機関に対する要望(複数回答)

